6/1/2007

＊キリスト教学特殊講義＊＊＊＊＊　S.　Ashina

キリスト教思想における社会・政治・民族（１）

１　キリスト教思想と政治

１　近代世界とキリスト教

２　民主主義とキリスト教

２－１：キリスト教と政治

１．大木英夫「デモクラシーとキリスト教」

キリスト教はあらゆる政治体制と結合できる、しかしデモクラシーへの近さ

２．歴史的事実としての多様な関係性と理念における親近性

イエスの宗教運動、徹底的な平等主義　→　現実の妥協か現実の変革か

H.R.Niebuhr, Christ against Culture、Christ of Culture

３．イデオロギーとユートピア、第三の道、信仰的現実主義(Glaubiger Realismus)

４．植村正久、倫理教ではないが、国家への感化、宗教と倫理との区別そして関係性

５．世俗（究極以前の事柄）の意味

・終末論：武藤一雄「終末論の諸問題」(『神学と宗教哲学との間』創文社　1961年)

・心情倫理(Gesinnungsethik)と責任倫理(Verantwortungsethik)

ウェーバー『職業としての政治』岩波文庫

心情の純粋性か、結果責任か。二つの倫理の相互補完性

↓

宗教と文化の関係についての基礎理論の必要性

６．権威の問題

パウロの国家論：上に立つ権威の承認とその根拠

市民的秩序の尊重とその相対化

抵抗権あるいは革命権

エウセビオスの『教会史』とアウグスティヌス（De Civitate Dei）との対比

Ｒ・Ａ・マーカス『アウグスティヌス神学における歴史と社会』教文館。

石原謙　『キリスト教の源流』岩波書店、1972年。

「何れにしてもかような試みを更に拡充したのがエウセビオスなのであり、彼はまず初めに『年代誌』を著して、後それを『教会史』にまで展開せしめたのは彼の大きな功績と言わざるを得ない」、「しかし黙過することのできないのは、エウセビオスの理解していた教会史の概念の意味する内容である」、「彼は教会の国家との戦いを記述しつつ、この問題に没頭して殉教記に全く心奪われたもののごとく、内的敬虔や神学思想、信仰告白や教義の問題、祭儀典礼や修練、道徳的生活を顧みる暇を失い、ただ教会打破の戦いにおける克服に余りに専念したために、教会史としてのバランスを欠くに至ったのが、教会史家としての弱みを曝露したゆえんではないだろうか。しかのみならずそのために教会の勝利に

驚喜してその功績を皇帝の徳に帰し、あらゆる称讃の辞を皇帝に奉って、歴史家に必要な冷静な理性的批判の辞を知らなかった」、「その結果は教会を皇帝の権力下に従属せしめるような姿勢を馴致した」、「エウセビオスが皇帝との協調に教会の目的と平和とを求めたときに、神学的な救拯史的理解は政治史に吸収されて、成立し得ないのは必然であった。」（15-16）
「彼（オロシウス）は従ってエウセビオスのごとく楽観的ではなく、皇帝のキリスト教政策を讃美し教会統制に追随しなかった」、「アウグスティヌスはこれに対してオロシウスの労を多としつつも、永遠ローマ(Roma aeterna)の思想を暗黙の裡に容認することはできないとして」、「アウグスティヌスのローマに対する関心と批判とは、直接に彼の世界史観と関連していた。彼は古い力なき神々を信ずるローマが地の国に属する首都として、これに多くの反感を抱いていたのは当然であるが、その異教的なローマが政治的権力を与えられた理由がどこにあるかは問題でなくはなかった」、「彼はむしろローマが依然として異教的勢力に動かされ易くその道徳の頽廃して、神の刑罰の免れ難いことを余りにも鮮やかに見ていた。」(496)

<u>２－２：近代民主主義の形成過程</u>

＜これまでの議論から＞

・いつから近代化、また近代はどのような段階を経て展開してきたか。
　宗教（キリスト教）との関連から見て、近代・モダンに、１７世紀中葉以前と以後での段階を設定し、また、１９世紀の末以前と以後とを区分する。
　近代・モダニティは再帰的な未完のプロセスであり、モダニティから、それ以降は生じない（ポスト・モダンという逆説）
・モダンとは伝統的・封建的な社会システムのシステム変動によって生成した社会システムの全体性。
　モダンは、地域によって（１７世紀中葉から１８世紀にかけてイギリスで典型的に成立し、後にグローバル化によって世界規模で進展しつつある社会システム）、また社会システムのどのサブシステムに注目するかで､その進展の速度や特徴が異なっている。科学（啓蒙的な実証主義的科学）、資本主義（市場経済）、民主主義（議会制、立憲制、信教の自由と政教分離）。
・モダニティの基本性格としての制度的再帰性（ギデンズ）。
　アンソニー・ギデンズ
　　『モダニティと自己アイデンティティ　後期近代における自己と社会』
　　　ハーベスト社
・宗教との関わりで問題な制度的再帰性の特徴
　懐疑の制度化（根源的な懐疑）、内部準拠性によるシステムへの繰り込みとシステムの自己修正　→　社会システムの外部の問いの削除、伝統や権威の解体
・１９世紀の宗教批判に典型的に見られるように、信仰はイデオロギー（アヘン）かユートピア（幼児性）かの二者択一にさらされることになる。
・安心・予測（未来の植民地化）を目ざしてきた再帰的なコントロール自体が、大きな不安定要因となる。それが生み出す不安な世界という予想外の事態。コントロールできな

いリスクの存在はモダニティへの正当性への問いを提起し続ける。モダニティにおける
抑圧されたものの回帰、宗教は衰退しない。

（１）宗教改革と徹底的な平等主義　→　近代世界の前提

① 古代・中世の社会構造とキリスト教の制度化
　　　　階層的秩序

② 宗教改革＝システム転換：信仰のみ、聖書のみ、万人祭司
　　　　万人祭司の理念　→　人格としての個人
　　　　神の前における個人の平等性（すべての者が宗教的に神の前に個人として立つ）

③ 職業に貴賤はない（神から与えられた使命としての職業）
　　精神的宗教的職業と肉体的世俗的職業との同等性
　　　　　　　　　→　近代科学成立へのインパクト

１．イエスの宗教運動の平等主義

＜マルコ１２＞

18 復活はないと言っているサドカイ派の人々が、イエスのところへ来て尋ねた。19 「先
生、モーセはわたしたちのために書いています。『ある人の兄が死に、妻を後に残して子
がない場合、その弟は兄嫁と結婚して、兄の跡継ぎをもうけねばならない』と。20　とこ
ろで、七人の兄弟がいました。長男が妻を迎えましたが、跡継ぎを残さないで死にました。
21 次男がその女を妻にしましたが、跡継ぎを残さないで死に、三男も同様でした。:22 こ
うして、七人とも跡継ぎを残しませんでした。最後にその女も死にました。23 復活の時、
彼らが復活すると、その女はだれの妻になるのでしょうか。七人ともその女を妻にしたの
です。」24　イエスは言われた。「あなたたちは聖書も神の力も知らないから、そんな思い
違いをしているのではないか。25　死者の中から復活するときには、めとることも嫁ぐこ
ともなく、天使のようになるのだ。26 死者が復活することについては、モーセの書の『柴』
の個所で、神がモーセにどう言われたか、読んだことがないのか。『わたしはアブラハム
の神、イサクの神、ヤコブの神である』とあるではないか。27　神は死んだ者の神ではな
く、生きている者の神なのだ。あなたたちは大変な思い違いをしている。」

＜マルコ１０＞

13　イエスに触れていただくために、人々が子供たちを連れて来た。弟子たちはこの人々
を叱った。14 しかし、イエスはこれを見て憤り、弟子たちに言われた。「子供たちをわた
しのところに来させなさい。妨げてはならない。神の国はこのような者たちのものである。
15　はっきり言っておく。子供のように神の国を受け入れる人でなければ、決してそこに
入ることはできない。」16 そして、子供たちを抱き上げ、手を置いて祝福された。

２．平等な人間関係が実現する場としての神の国（理念）

＜ガラテヤ３＞

28　そこではもはや、ユダヤ人もギリシア人もなく、奴隷も自由な身分の者もなく、男も
女もありません。あなたがたは皆、キリスト・イエスにおいて一つだからです。

（２）近代民主主義とキリスト教

３．イギリスの宗教改革と市民革命

・イギリス国教会とピューリタン

イングランドの上からの宗教改革の性格：中道？　中途半端？

カルヴィニズムの影響による改革の徹底性の主張

国教会／分離派（独立会衆派教会など）

長老派、会衆派、レヴェラーズ

右派、中道右派、中道左派、左派

・近代民主主義の母体としてのピューリタンの教会会議

パトニー会議（ニュー・モデル軍の総司令部が置かれていたロンドン南西部のパトニーという小さな町で開催された軍総評議会での、1647 年 10 月 28、29 日、11 月 1 日の御果敢の討論の総称）の意義

４．ニュー・モデル軍

1645 年 2 月の「ニュー・モデル条令」と 4 月の「辞退条令」によって、編成された。従来の議会軍の主力三部隊（エセックス軍、東部連合軍、西部軍）とを同一の指揮系統に統合する。クロムウェルの率いる「鉄騎兵」が持つ「聖徒の軍隊」としての性格がニュー・モデル軍全体の統一原理へと昇華。

徴兵方法。士官や兵士の選抜は身分や社会的階層によらず、「敬虔で正直な者」「自分が何のために戦うかを知っている者」を積極的に採用。『携帯聖書』を携えて戦闘に臨む。『兵士のための問答』という冊子は戦いの目的がプロテスタント宗教を教皇から防衛し、イングランドの法と自由とを専制政治から救い出すことであると教えた。ニュー・モデル軍における宗教的理念の役割の大きさ。一つの規律の下で統一された軍。

５．「同意の原理」：

レヴェラーズ（平等派）－レインバラ大佐

1645 年頃に現れる。主にロンドンとその周辺の都市部で小親方、徒弟、手工業者、店舗経営者などを支持基盤に、署名・請願運動や政治トラクトの出版を行う。その主張は宗教的寛容、法制度改革、言論・出版の自由、独占批判などに及ぶが、それらを「生得権」ないし「自然権」として説く。自然法に基づく自己保存と抵抗権の主張。

『人民協約』(An Agreement of the People、1647年11月3日)

６．ルターの万人祭司論　→　平等な人権　→　同意に基づく政治＝民主主義

→　普通選挙権

７．理念としての人権とその現実化の努力

人権・平等は所与の事実ではない

「神の前」において←→現実

８．「討論の原理」：意見の不一致、多様な意見の存在と、相互批判の容認（代議制・公認された反対政党の存在を承認）　→　民主的で自由な討論　→　合意　→　神の意志

神の意志の発見に関する寄与、相補性

↓

多様性の中の統一

９．規模の拡大→腐敗

10.「集いの意識」(the sense of the meeting)　→　下からの公共性

神によって集められた契約共同体
アレントにおける革命評議会論

11．自由な討論を保証するシステム→政教分離の原則、市民社会の宗教の原則

＜引用＞

大澤麦・澁谷浩編訳『デモクラシーにおける討論の生誕――ピューリタン革命における「パトニー討論」』（聖学院大学出版会）

１．クロムウェル（討論第一日）

「しかし、実際、私が言及したいのは、次のことにほかならない。すなわち、私が主の御前において心から確認しているごとく、我々を一つに統合することに、[そして、]神が遂行を望んでいると我々に開示されていることに資すること、がそれである。そして、そういう心でここに会しておらず、自分はそういうことに味方するものではないと敢えて口にする者、私はそういう者はペテン師なのではないかと思う」、「我々は良いことを主張するだけでは足りぬ」（86）

２．アイアトン（討論第一日）

「我々は契約を守るべきだというかの原理を君たちが定め[置く]ことをしないならば、人元は事物に対するいかなる権利を持つというのか。君たちが自然法のみに訴えるつもりでいても、自然法によっては、君たちも私も、この土地にしてもその他すべてのものにしても権利を持つことはできないのである。私は、生計のためのものや自分の欲求を満たすために望むものを獲得する権利を持っている。君たちだってそうだ。しかし、あるものを共有するしないについて、人間の間に存在すると私が解している全権利の基礎は次のことである。すなわち、我々はある契約の下にあり、ある協約の下にあるというのがそれである」、「その[協約は]、平和の保全とこの法の維持とを目的に我々の間で同意を与えたかの一般的性格の権威へ服従することで、[土地]の所有権、収益権、処分権を当人が享受し所有するというものなのである。」（119-120）

３．レインバラ（討論第二日）

「私は、それに契約した人々が[含まれる]ことを望んでいる。というのも、イングランドで最も貧しい人といえども、最も大いなる人と同様に、生きるべき生命を持っていると本当に思うからである。それゆえ、実際のところ、よろしいか、ある政体の下で生きねばならぬ者は誰であれ、まず自分自身の同意によって我が身をある政体の下に置くべきだということは明確だと思われる。それに、イングランドの最も貧しい人でも、厳密な意味では、我が身をその下に置くための投票権を持たされていない政体になど、少しも縛られはしないのではなかろうか。」（176）

＜文献＞

０．芦名定道・小原克博　『キリスト教と現代　終末思想の歴史的展開』（世界思想社）
１．金子晴勇　『ルターの宗教思想』（日本基督教団出版局）
２．A.E.リンゼイ『民主主義の本質』（未来社）
『自由の精神』（〃）

３．永岡薫編　『イギリス・デモクラシーの擁護者　A.D.リンゼイ――　その人と思想』
（聖学院大学出版会）
４．大木英夫　『ピューリタン』（中公新書）
『新しい共同体の倫理学　基礎論　上下』（教文館）
『ピューリタン――近代化の精神構造』（聖学院大学出版会）
５．近藤勝彦　『 デモクラシーの神学思想――自由の伝統とプロテスタンティズム』
（教文館）
６．今岡恒夫他　『近代ヨーロッパの探究③　教会』（ミネルヴァ書房）
７．浜林正夫　『イギリス宗教史』（大月書店）
８．山田園子　『イギリス革命の宗教思想』（御茶の水書房）